

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 2
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 3
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 6
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 7
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 11
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 32

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【技術監理局契約部契約課】 40

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【上下水道局総務経営部総務課】 48

北九州市告示第 3 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4 9 5	4 9 5 号	前	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	22,192.8
		後	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	22,192.8

北九州市告示第 350 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 9 月 20 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 20 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
495	495号	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで

北九州市告示第 3 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 1	新門司港大里線	前	北九州市門司区大字恒見 1 3 0 8 番 4 地先から 北九州市門司区大里本町三丁目 3 4 1 2 番 2 地先まで	4. 2 ～ 50. 4	11, 382. 2
		後	北九州市門司区大字恒見 1 3 0 8 番 4 地先から 北九州市門司区大里本町三丁目 3 4 1 2 番 2 地先まで	4. 2 ～ 50. 4	11, 382. 9
6 2	北九州小竹線	前	北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 7 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5. 0 ～ 49. 8	10, 108. 7
		後	北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 7 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5. 0 ～ 49. 8	10, 109. 0
1 1	有毛引野線	前	北九州市若松区大字有毛 1 0 8 5 番 1 地先から 北九州市八幡西区養福寺町 1 1 0 番 8 地先まで	5. 8 ～ 33. 5	12, 395. 6

		後	北九州市若松区大字有毛 1 0 8 5 番 1 地先から 北九州市八幡西区養福寺町 1 1 0 番 8 地先まで	5.8 ～ 33.5	12,396.0
2 8 0	植木上 上津役 線	前	北九州市八幡西区木屋瀬四 丁目中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役 西四丁目 1 9 0 0 番 4 地先 まで	4.8 ～ 51.3	7,472.7
		後	北九州市八幡西区木屋瀬四 丁目中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役 西四丁目 1 9 0 0 番 4 地先 まで	4.8 ～ 51.3	7,476.7

北九州市告示第 352 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 9 月 20 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 20 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
71	新門司港 大里線	北九州市門司区大字恒見 1308 番 4 地先から 北九州市門司区大里本町三丁目 3412 番 2 地先 まで
62	北九州小 竹線	北九州市八幡東区中央一丁目 50 番 37 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで
11	有毛引野 線	北九州市若松区大字有毛 1085 番 1 地先から 北九州市八幡西区養福寺町 110 番 8 地先まで
280	植木上上 津役線	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役西四丁目 1900 番 4 地先まで

北九州市告示第 3 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 0 0	城内大手町 1 号線	小倉北区城内 3 4 8 番 2 地先から 小倉北区大手町 1 4 番 1 地先まで	17.8 ～ 41.2	791.9
3 2 1 2	熊谷 7 9 号線	小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 1 1 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 9 地先まで	5.9	28.5
3 4 0 4	宇佐町 2 3 号線	小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 4 5 地先から 小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 1 3 地先まで	5.0	23.9
3 0 4 5	長野 6 8 号線	小倉南区長野東町 7 2 7 番 3 地先から 小倉南区長野東町 6 4 0 番 1 地先まで	5.0 ～ 11.1	473.6
6 2 6 5	湯川湯川新町 2 号線	小倉南区湯川五丁目 8 5 9 番 1 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 8 5 8 番 9 地先まで	2.1	31.4
6 4 0 0	上葛原	小倉南区上葛原二丁目 9 4 8	4.1	48.2

	53号線	番5地先から 小倉南区上葛原二丁目944番1地先まで	～ 4.9	
1111	大蔵4号線	八幡東区大蔵二丁目680番96地先から 八幡東区大蔵二丁目1113番5地先まで	2.4 ～ 17.0	185.5
7039	真名子10号線	八幡西区真名子二丁目503番1地先から 八幡西区真名子二丁目501番1地先まで	5.7 ～ 11.8	132.4
7046	京良城町9号線	八幡西区京良城町1769番8地先から 八幡西区京良城町1759番27地先まで	9.0 ～ 9.1	75.4
7047	京良城町10号線	八幡西区京良城町1759番44地先から 八幡西区京良城町1761番2地先まで	6.0	127.5
7048	京良城町11号線	八幡西区京良城町1759番27地先から 八幡西区京良城町1759番38地先まで	6.0	81.6
7049	京良城町12号線	八幡西区京良城町1759番16地先から 八幡西区京良城町1494番1地先まで	4.0	12.0
7082	京良城町13号線	八幡西区京良城町1759番71地先から 八幡西区京良城町1759番74地先まで	6.0	46.9
7098	楠橋南	八幡西区楠橋南三丁目7番5	6.0	90.6

	5号線	地先から 八幡西区楠橋南三丁目7番3 地先まで		
7103	野面1 22号 線	八幡西区野面一丁目2391 番32地先から 八幡西区野面一丁目2384 番16地先まで	9.0	247.6
7104	野面1 23号 線	八幡西区野面一丁目2391 番22地先から 八幡西区野面一丁目2391 番27地先まで	6.0	109.7
7105	野面1 24号 線	八幡西区野面一丁目2391 番15地先から 八幡西区野面一丁目2384 番10地先まで	6.0	25.5
7106	野面1 25号 線	八幡西区野面一丁目2391 番21地先から 八幡西区野面一丁目2391 番30地先まで	6.0	44.6
7107	野面1 26号 線	八幡西区野面一丁目2384 番20地先から 八幡西区野面一丁目2388 番15地先まで	6.0	79.2
7108	野面金 剛2号 線	八幡西区野面一丁目2391 番16地先から 八幡西区金剛三丁目2382 番5地先まで	6.0 ～ 6.5	305.2
7109	野面金 剛3号 線	八幡西区野面一丁目2384 番9地先から 八幡西区金剛三丁目2382 番7地先まで	6.0	152.6
7110	野面金	八幡西区野面一丁目2381	6.0	72.1

剛 4 号 線	番 5 地先から 八幡西区金剛三丁目 2 3 8 2 番 6 地先まで		
------------	---	--	--

北九州市告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1362	上馬寄16号線	前	門司区上馬寄二丁目8番1地先から 門司区緑ヶ丘9番1地先まで	5.5 ～ 9.1	605.4
		後	門司区上馬寄二丁目8番1地先から 門司区緑ヶ丘9番1地先まで	5.5 ～ 9.1	605.9
2876	柳町42号線	前	門司区柳町三丁目17番1地先から 門司区柳町三丁目14番5地先まで	1.5 ～ 3.0	88.8
		後	門司区柳町三丁目17番1地先から 門司区柳町三丁目14番5地先まで	1.5 ～ 4.0	88.6
506	田町大手町1号線	前	小倉北区田町10番4地先から 小倉北区大手町24番3地先まで	40.1 ～ 54.0	561.4

		後	小倉北区田町 1 0 番 4 地先 から 小倉北区大手町 2 4 番 3 地 先まで	40.1 ～ 54.0	561.5
5 4 3	弁天町 東篠崎 1 号線	前	小倉北区弁天町 1 1 番 2 地 先から 小倉北区東篠崎一丁目 1 2 1 番地先まで	13.1 ～ 40.0	2,076.2
		後	小倉北区弁天町 1 1 番 2 地 先から 小倉北区東篠崎一丁目 1 2 1 番地先まで	13.1 ～ 40.0	
1 3 1 2	宇佐町 1 2 号 線	前	小倉北区宇佐町二丁目 1 1 番 8 地先から 小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 1 2 地先まで	5.7 ～ 6.0	112.6
		後	小倉北区宇佐町二丁目 1 1 番 8 地先から 小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 4 4 地先まで	5.7 ～ 6.0	
1 3 2 8	大手町 2 号線	前	小倉北区大手町 2 1 番 1 地 先から 小倉北区大手町 1 9 番 3 地 先まで	9.6 ～ 9.9	113.9
		後	小倉北区大手町 2 1 番 1 地 先から 小倉北区大手町 1 9 番 8 地 先まで	9.9	
1 3 2 9	大手町 3 号線	前	小倉北区大手町 2 2 番 1 地 先から 小倉北区大手町 2 0 番 3 地 先まで	11.9 ～ 12.0	213.7

		後	小倉北区大手町 2 2 番 1 地 先から 小倉北区大手町 2 0 番 3 地 先まで	11.7 ～ 12.0	213.3
1 3 3 0	大手町 4 号線	前	小倉北区大手町 2 5 番 3 地 先から 小倉北区大手町 2 8 番 7 地 先まで	9.8 ～ 10.9	53.6
		後	小倉北区大手町 2 5 番 3 地 先から 小倉北区大手町 2 8 番 7 地 先まで	9.8 ～ 10.9	53.3
1 3 3 1	大手町 5 号線	前	小倉北区大手町 2 6 番 3 地 先から 小倉北区大手町 1 5 番 1 1 地先まで	15.0 ～ 27.2	408.6
		後	小倉北区大手町 2 6 番 3 地 先から 小倉北区大手町 1 5 番 1 1 地先まで	15.0 ～ 27.2	426.3
1 3 3 2	大手町 6 号線	前	小倉北区大手町 3 3 番地先 から 小倉北区大手町 2 1 番 4 地 先まで	4.0 ～ 12.1	443.0
		後	小倉北区大手町 3 3 番地先 から 小倉北区大手町 2 1 番 4 地 先まで	4.0 ～ 12.1	442.2
1 8 5 5	熊谷 5 号線	前	小倉北区熊谷一丁目 1 8 2 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで	3.8 ～ 4.6	93.3

		後	小倉北区熊谷一丁目 1 8 2 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで	3.8 ～ 4.6	93.1
1 8 6 0	熊谷 1 0 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 4 0 0 番 4 地先から 小倉北区熊谷四丁目 1 7 9 番 8 地先まで	4.2 ～ 7.3	516.4
		後	小倉北区熊谷二丁目 4 0 0 番 4 地先から 小倉北区熊谷四丁目 1 7 9 番 8 地先まで	4.2 ～ 9.7	516.8
1 9 1 4	熊谷 6 4 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 1 8 8 番 9 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 3 地先まで	2.7 ～ 2.8	73.0
		後	小倉北区熊谷二丁目 1 8 8 番 9 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 4 地先まで	6.0	71.7
2 1 8 3	城内 1 号線	前	小倉北区城内 6 番 2 地先か ら 小倉北区城内 7 番 2 地先ま で	8.5 ～ 19.1	211.1
		後	小倉北区城内 6 番 2 地先か ら 小倉北区城内 7 番 1 地先ま で	9.0 ～ 19.1	210.8
3 1 3 6	熊谷 6 8 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 3 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 9 0 番 2 地先まで	4.7 ～ 8.8	129.3

		後	小倉北区熊谷二丁目182番4地先から 小倉北区熊谷二丁目190番2地先まで	4.7 ～ 6.0	128.7
1006	石田1号線	前	小倉南区大字石田22番4地先から 小倉南区大字石田12番1地先まで	2.4 ～ 6.5	275.9
		後	小倉南区大字石田22番4地先から 小倉南区大字石田12番1地先まで	2.4 ～ 6.5	275.1
1008	石田3号線	前	小倉南区大字石田33番1地先から 小倉南区大字石田1番地先まで	3.3 ～ 5.5	338.3
		後	小倉南区大字石田33番1地先から 小倉南区大字石田1番3地先まで	4.7 ～ 6.2	331.3
1264	上葛原5号線	前	小倉南区上葛原二丁目943番1地先から 小倉南区上葛原二丁目946番2地先まで	1.3	31.1
		後	小倉南区上葛原二丁目943番1地先から 小倉南区上葛原二丁目946番4地先まで	1.3 ～ 1.5	31.1
2758	津田37号線	前	小倉南区大字津田50番1地先から 小倉南区大字長野641番地先まで	7.2 ～ 10.8	184.3

		後	小倉南区長野東町 5 0 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 8 番 1 地先まで	7.2 ～ 10.8	185.6
2 7 6 3	津田 4 2 号線	前	小倉南区大字津田 1 6 0 番 地先から 小倉南区大字津田 5 9 番 3 地先まで	1.0 ～ 9.8	664.7
		後	小倉南区津田南町 1 6 0 番 2 地先から 小倉南区長野東町 5 8 番 1 地先まで	1.0 ～ 9.8	665.5
2 9 9 4	長野 1 7 号線	前	小倉南区大字長野 6 4 4 番 1 地先から 小倉南区大字長野 6 4 2 番 2 地先まで	4.0 ～ 8.6	100.6
		後	小倉南区長野東町 6 4 4 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 4 2 番 1 地先まで	4.0 ～ 8.7	99.5
3 7 4 8	堀越 5 号線	前	小倉南区大字石田 1 2 番 2 地先から 小倉南区大字堀越 2 7 4 番 4 地先まで	4.1 ～ 6.6	71.1
		後	小倉南区大字堀越 2 7 6 番 1 地先から 小倉南区大字堀越 2 7 4 番 4 地先まで	4.5 ～ 6.6	69.7
4 0 3 0	湯川新 町 2 号 線	前	小倉南区湯川新町三丁目 8 5 7 番 1 地先から 小倉南区湯川新町三丁目 7 1 3 番 2 地先まで	3.5 ～ 6.6	55.9

		後	小倉南区湯川新町三丁目 8 5 4 番 4 地先から 小倉南区湯川新町三丁目 7 1 3 番 2 地先まで	2.2 ～ 6.6	56.0
4 0 3 1	湯川新 町 3 号 線	前	小倉南区湯川新町四丁目 8 5 4 番 1 地先から 小倉南区上葛原二丁目 9 4 9 番 2 地先まで	1.8 ～ 7.5	455.2
		後	小倉南区湯川新町四丁目 8 5 2 番 2 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 9 5 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 7.5	455.4
4 0 9 4	湯川新 町 6 6 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目 9 5 5 番 2 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 9 5 5 番 1 2 地先まで	5.9 ～ 6.0	92.6
		後	小倉南区湯川新町四丁目 9 5 5 番 2 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 9 5 5 番 1 2 地先まで	5.9 ～ 6.0	92.5
5 9 0 9	湯川新 町 1 0 7 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目 8 5 9 番 3 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 8 9 6 番 2 9 地先まで	5.0 ～ 8.6	184.3
		後	小倉南区湯川新町四丁目 8 5 9 番 3 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 8 9 6 番 2 9 地先まで	5.0 ～ 5.1	188.4
5 2 6	築地町 2 号線	前	若松区築地町三丁目 4 7 6 番 1 地先から 若松区築地町三丁目 5 3 2 番 1 地先まで	9.2 ～ 28.2	1,786.7

		後	若松区久岐の浜 4 5 8 番 1 4 地先から 若松区久岐の浜 4 7 2 番 2 3 地先まで	9.2 ～ 14.8	1,787.0
1 4 2 9	安屋 1 0 3 号 線	前	若松区大字安屋 1 6 7 9 番 6 地先から 若松区大字安屋 4 5 9 番 2 地先まで	3.7 ～ 6.7	320.5
		後	若松区大字安屋 1 6 7 9 番 6 地先から 若松区大字安屋 4 5 9 番 2 地先まで	3.7 ～ 4.9	320.5
1 4 3 0	安屋 1 0 4 号 線	前	若松区大字安屋 4 7 8 番地 先から 若松区大字安屋 5 6 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 8.5	527.3
		後	若松区大字安屋 4 7 6 番 1 地先から 若松区大字安屋 5 6 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 4.1	526.9
5 0 4	大蔵大 谷 1 号 線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで	3.1 ～ 11.7	1,742.5
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで	6.6 ～ 16.4	1,744.1
1 0 6 3	祝町 1 2 号線	前	八幡東区祝町一丁目 5 8 9 番 3 地先から 八幡東区祝町一丁目森ヶ谷 橋まで	4.4 ～ 4.8	52.1

		後	八幡東区祝町一丁目 5 8 9 番 3 地先から 八幡東区祝町一丁目 森ヶ谷 橋まで	4.4 ～ 4.8	51.1
1 0 6 5	祝町 1 4 号線	前	八幡東区祝町一丁目 大蔵橋 から 八幡東区祝町一丁目 5 9 0 番 1 地先まで	8.2 ～ 9.4	35.7
		後	八幡東区祝町一丁目 大蔵橋 から 八幡東区祝町一丁目 5 9 0 番 1 地先まで	8.2 ～ 9.4	34.9
1 1 1 0	大蔵 3 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 2 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 6 地先まで	7.8 ～ 17.7	108.0
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 6 地先まで	11.6 ～ 17.0	113.6
1 1 1 1	大蔵 4 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 3 8 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで	2.4 ～ 5.2	161.6
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 6 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで	2.4 ～ 17.0	185.5
1 1 1 2	大蔵 5 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 9 6 5 番 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 4 9 番 1 0 地先まで	3.2 ～ 5.7	92.7

		後	八幡東区大蔵二丁目 9 6 5 番 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 4 9 番 1 0 地先まで	3.2 ～ 5.9	92.0
1 1 2 3	大蔵 1 6 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで	2.6 ～ 5.1	119.9
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで	2.6 ～ 5.1	119.8
1 3 5 2	末広町 1 号線	前	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 1 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで	8.3 ～ 16.0	125.4
		後	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 1 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで	9.8 ～ 17.2	127.4
1 3 5 7	末広町 6 号線	前	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 7 地先から 八幡東区末広町 9 8 8 番 5 地先まで	4.4 ～ 7.4	290.0
		後	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 7 地先から 八幡東区末広町 9 8 8 番 5 地先まで	4.4 ～ 7.4	289.7
1 7 9 1	桃園 5 号線	前	八幡東区桃園一丁目 1 6 番 4 8 地先から 八幡東区桃園二丁目 1 0 番 2 9 地先まで	8.0 ～ 18.3	396.3

		後	八幡東区桃園一丁目16番 48地先から 八幡東区桃園二丁目9番7 まで	8.0 ～ 18.0	335.0
1794	桃園8 号線	前	八幡東区桃園二丁目1番1 地先から 八幡東区桃園二丁目7番1 0地先まで	4.7 ～ 8.0	503.9
		後	八幡東区桃園二丁目1番1 地先から 八幡東区桃園二丁目7番1 0地先まで	4.7 ～ 8.2	503.5
508	大浦医 生ヶ丘 1号線	前	八幡西区大浦一丁目100 番18地先から 八幡西区医生ヶ丘3番1地 先まで	20.0 ～ 32.0	1,053.8
		後	八幡西区大浦一丁目100 番18地先から 八幡西区医生ヶ丘3番1地 先まで	20.0 ～ 32.0	1,047.9
654	穴生蟹 住線	前	八幡西区穴生一丁目17番 8地先から 若松区大字小敷121番2 地先まで	5.8 ～ 33.5	6,579.1
		後	八幡西区穴生一丁目17番 8地先から 若松区大字小敷121番2 地先まで	5.8 ～ 33.5	6,580.6
731	楠橋1 0号線	前	八幡西区大字楠橋503番 1地先から 八幡西区大字楠橋518番 1地先まで	6.4 ～ 7.0	91.3

		後	八幡西区真名子二丁目50 3番1地先から 八幡西区真名子一丁目51 8番1地先まで	6.4 ～ 7.0	91.5
760	野面金 剛1号 線	前	八幡西区大字野面864番 1地先から 八幡西区大字金剛1027 番3地先まで	2.7 ～ 16.7	1,983.2
		後	八幡西区大字野面864番 1地先から 八幡西区金剛一丁目102 7番3地先まで	2.7 ～ 16.7	1,983.8
1372	医生ケ 丘1号 線	前	八幡西区医生ケ丘3番4地 先から 八幡西区医生ケ丘7番2地 先まで	9.0 ～ 11.0	528.3
		後	八幡西区医生ケ丘3番4地 先から 八幡西区医生ケ丘7番2地 先まで	8.9 ～ 11.0	528.4
1373	医生ケ 丘2号 線	前	八幡西区医生ケ丘5番2地 先から 八幡西区医生ケ丘1番1地 先まで	5.9 ～ 9.0	463.2
		後	八幡西区医生ケ丘5番2地 先から 八幡西区医生ケ丘1番1地 先まで	5.8 ～ 9.0	458.7
1374	医生ケ 丘3号 線	前	八幡西区医生ケ丘4番2地 先から 八幡西区医生ケ丘3番6地 先まで	6.0 ～ 6.1	111.2

		後	八幡西区医生ヶ丘4番2地 先から 八幡西区医生ヶ丘3番6地 先まで	6.0 ～ 6.1	110.7
1375	医生ヶ丘4号線	前	八幡西区医生ヶ丘6番2地 先から 八幡西区医生ヶ丘4番2地 先まで	5.0 ～ 6.1	70.6
		後	八幡西区医生ヶ丘6番2地 先から 八幡西区医生ヶ丘4番2地 先まで	6.0 ～ 6.2	70.2
1376	医生ヶ丘5号線	前	八幡西区医生ヶ丘8番1地 先から 八幡西区医生ヶ丘5番8地 先まで	6.0 ～ 6.1	49.8
		後	八幡西区医生ヶ丘8番1地 先から 八幡西区医生ヶ丘5番8地 先まで	6.0 ～ 6.1	49.7
1377	医生ヶ丘6号線	前	八幡西区医生ヶ丘7番8地 先から 八幡西区医生ヶ丘6番10地 先まで	6.1 ～ 6.5	39.0
		後	八幡西区医生ヶ丘7番8地 先から 八幡西区医生ヶ丘6番10地 先まで	6.1 ～ 6.4	38.7
1378	医生ヶ丘7号線	前	八幡西区医生ヶ丘9番2地 先から 八幡西区医生ヶ丘8番6地 先まで	3.9 ～ 4.0	54.9

		後	八幡西区医生ヶ丘9番2地 先から 八幡西区医生ヶ丘8番26 地先まで	3.9 ～ 4.0	55.1
2405	上上津 役56 号線	前	八幡西区上上津役四丁目7 47番地先から 八幡西区上上津役四丁目1 151番3地先まで	1.8 ～ 7.4	338.5
		後	八幡西区上上津役四丁目7 47番地先から 八幡西区上上津役四丁目1 151番3地先まで	2.0 ～ 7.4	336.8
2408	上上津 役59 号線	前	八幡西区上上津役四丁目7 52番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1 145番1地先まで	1.8 ～ 4.8	187.5
		後	八幡西区上上津役四丁目7 52番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1 145番1地先まで	2.2 ～ 4.6	184.3
2516	京良城 町2号 線	前	八幡西区京良城町1494 番1地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	6.6 ～ 12.3	350.2
		後	八幡西区京良城町1494 番1地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	7.2 ～ 12.3	350.8
2517	京良城 町3号 線	前	八幡西区京良城町1773 番7地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	1.9 ～ 3.6	141.4

		後	八幡西区京良城町 1 7 7 3 番 7 地先から 八幡西区京良城町 1 7 5 3 番 2 地先まで	1.9 ～ 6.4	144.2
2 6 8 2	楠橋 8 0 号線	前	八幡西区大字楠橋 3 1 番 5 地先から 八幡西区大字楠橋 5 番 2 地 先まで	6.0 ～ 10.0	306.9
		後	八幡西区楠橋南三丁目 3 1 番 5 地先から 八幡西区金剛三丁目 5 番 5 地先まで	6.0 ～ 10.0	306.7
2 7 3 1	楠橋 1 2 9 号 線	前	八幡西区大字楠橋 5 1 2 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 5 0 6 番 3 地先まで	3.0 ～ 6.8	93.4
		後	八幡西区真名子一丁目 5 1 2 番 1 地先から 八幡西区真名子一丁目 5 0 6 番 3 地先まで	3.0 ～ 4.3	90.9
2 7 6 6	楠橋 1 6 4 号 線	前	八幡西区大字楠橋 4 4 5 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 2 7 番 1 地先まで	2.2 ～ 8.4	583.5
		後	八幡西区真名子二丁目 4 4 5 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 2 7 番 1 地先まで	2.2 ～ 8.4	583.6
3 0 9 8	木屋瀬 1 8 号 線	前	八幡西区大字木屋瀬 4 4 8 番 6 地先から 八幡西区大字木屋瀬 4 6 0 番 1 0 地先まで	4.0 ～ 8.4	356.1

		後	八幡西区木屋瀬一丁目44 7番8地先から 八幡西区木屋瀬一丁目45 0番14地先まで	4.0 ～ 8.4	355.6
3762	千代ヶ 崎24 号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目1 0番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1 0番地先まで	8.9 ～ 9.1	118.2
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目1 0番地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1 0番5地先まで	8.9 ～ 9.1	117.4
3763	千代ヶ 崎25 号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目1 0番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目3 番地先まで	6.0 ～ 6.1	300.2
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1 1番2地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目3 番1地先まで	6.0 ～ 6.2	303.5
3764	千代ヶ 崎26 号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目3 番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1 1番2地先まで	6.0 ～ 6.2	274.5
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目3 番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1 1番2地先まで	6.0 ～ 6.3	273.6
3768	千代ヶ 崎30 号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目1 番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9 番地先まで	9.0 ～ 14.3	265.7

		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目1番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで	9.0 ～ 10.7	266.1
3772	千代ヶ崎34号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目2番26地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目2番16地先まで	8.7 ～ 12.0	48.8
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目2番26地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先まで	9.5 ～ 9.8	48.5
3773	千代ヶ崎35号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目2番16地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで	9.0 ～ 15.4	309.4
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで	8.9 ～ 10.9	310.0
3777	千代ヶ崎39号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番3地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番0地先まで	6.0 ～ 13.3	252.7
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番3地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番0地先まで	6.0 ～ 9.0	252.5
3778	千代ヶ崎40号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目7番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番2地先まで	9.0 ～ 12.8	229.2

		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目7番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番2地先まで	9.0 ～ 9.3	230.0
3779	千代ヶ崎41号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目9番1地先まで	6.0 ～ 6.1	211.1
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目9番1地先まで	6.0 ～ 6.1	210.2
3780	千代ヶ崎42号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目7番8地先まで	5.0 ～ 5.2	73.6
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番29地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目7番8地先まで	5.0 ～ 5.1	72.0
3781	千代ヶ崎43号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目5番2地先まで	6.0 ～ 6.1	119.2
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目5番2地先まで	6.0 ～ 6.1	118.5
3782	千代ヶ崎44号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番14地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで	9.0 ～ 9.1	195.6

		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番27地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで	8.9 ～ 9.0	192.8
3783	千代ヶ崎45号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番13地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目13番2地先まで	9.0 ～ 9.8	555.2
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番13地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目13番2地先まで	8.8 ～ 9.6	555.7
3784	千代ヶ崎46号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目3番地先まで	6.0 ～ 14.3	100.4
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目3番地先まで	6.0 ～ 6.1	99.2
3785	千代ヶ崎47号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目12番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで	6.0 ～ 6.9	429.7
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目12番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで	6.0 ～ 6.6	429.3
3786	千代ヶ崎48号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目11番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目10番7地先まで	6.0 ～ 6.1	195.4

		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 1 番 1 地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 0 番 7 地先まで	6.0 ～ 6.1	195.6
3 7 8 7	千代ヶ 崎 4 9 号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 0 番 7 地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 0 番 2 地先まで	5.9 ～ 6.1	173.7
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 0 番 7 地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 0 番 2 地先まで	5.9 ～ 6.1	173.2
6 2 5 0	的場町 1 5 号 線	前	八幡西区的場町 3 2 1 番 1 3 地先から 八幡西区的場町 3 2 2 番 8 地先まで	9.8 ～ 23.1	420.0
		後	八幡西区的場町 3 2 1 番 1 3 地先から 八幡西区的場町 3 2 2 番 8 地先まで	9.8 ～ 23.0	420.4
1 2 8 0	新池 3 0 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 2 8 番 2 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 4 4 番 1 地先まで	5.2 ～ 9.1	178.9
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 2 8 番 2 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 4 4 番 1 地先まで	5.2 ～ 9.1	178.8
1 3 4 7	千防 9 号線	前	戸畑区千防三丁目 5 2 6 5 番 1 地先から 戸畑区千防二丁目 4 番 2 地 先まで	5.1 ～ 5.4	162.2

		後	戸畑区千防三丁目 5 2 6 5 番 1 地先から 戸畑区千防二丁目 4 番 2 地 先まで	5.1 ～ 5.4	162.4
1 3 6 4	千防 2 6 号線	前	戸畑区千防三丁目 1 0 番 3 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 5 7 番 1 地先まで	5.4 ～ 5.5	203.1
		後	戸畑区千防三丁目 1 0 番 3 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 5 7 番 1 地先まで	5.4 ～ 5.5	203.2
1 3 6 6	千防 2 8 号線	前	戸畑区千防三丁目 4 5 番地 先から 戸畑区千防三丁目 5 1 6 9 番 5 地先まで	9.0	213.4
		後	戸畑区千防三丁目 4 5 番地 先から 戸畑区千防三丁目 5 1 6 9 番 5 地先まで	9.0 ～ 9.2	213.6

北九州市告示第 3 5 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 9 月 2 0 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 3 6 2	上馬寄 1 6 号線	門司区上馬寄二丁目 8 番 1 地先から 門司区緑ヶ丘 9 番 1 地先まで
2 8 7 6	柳町 4 2 号線	門司区柳町三丁目 1 7 番 1 地先から 門司区柳町三丁目 1 4 番 5 地先まで
5 0 6	田町大手 町 1 号線	小倉北区田町 1 0 番 4 地先から 小倉北区大手町 2 4 番 3 地先まで
5 4 3	弁天町東 篠崎 1 号 線	小倉北区弁天町 1 1 番 2 地先から 小倉北区東篠崎一丁目 1 2 1 番地先まで
1 3 1 2	宇佐町 1 2 号線	小倉北区宇佐町二丁目 1 1 番 8 地先から 小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 4 4 地先まで
1 3 2 8	大手町 2 号線	小倉北区大手町 2 1 番 1 地先から 小倉北区大手町 1 9 番 8 地先まで
1 3 2 9	大手町 3 号線	小倉北区大手町 2 2 番 1 地先から 小倉北区大手町 2 0 番 3 地先まで
1 3 3 0	大手町 4 号線	小倉北区大手町 2 5 番 3 地先から 小倉北区大手町 2 8 番 7 地先まで
1 3 3 1	大手町 5 号線	小倉北区大手町 2 6 番 3 地先から 小倉北区大手町 1 5 番 1 1 地先まで

1 3 3 2	大手町 6 号線	小倉北区大手町 3 3 番地先から 小倉北区大手町 2 1 番 4 地先まで
1 8 5 5	熊谷 5 号 線	小倉北区熊谷一丁目 1 8 2 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで
1 8 6 0	熊谷 1 0 号線	小倉北区熊谷二丁目 4 0 0 番 4 地先から 小倉北区熊谷四丁目 1 7 9 番 8 地先まで
1 9 1 4	熊谷 6 4 号線	小倉北区熊谷二丁目 1 8 8 番 9 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 4 地先まで
2 1 8 3	城内 1 号 線	小倉北区城内 6 番 2 地先から 小倉北区城内 7 番 1 地先まで
3 1 3 6	熊谷 6 8 号線	小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 4 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 9 0 番 2 地先まで
3 2 0 0	城内大手 町 1 号線	小倉北区城内 3 4 8 番 2 地先から 小倉北区大手町 1 4 番 1 地先まで
3 2 1 2	熊谷 7 9 号線	小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 1 1 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 8 2 番 9 地先まで
3 4 0 4	宇佐町 2 3 号線	小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 4 5 地先から 小倉北区宇佐町二丁目 1 3 番 1 3 地先まで
1 0 0 6	石田 1 号 線	小倉南区大字石田 2 2 番 4 地先から 小倉南区大字石田 1 2 番 1 地先まで
1 0 0 8	石田 3 号 線	小倉南区大字石田 3 3 番 1 地先から 小倉南区大字石田 1 番 3 地先まで
1 2 6 4	上葛原 5 号線	小倉南区上葛原二丁目 9 4 3 番 1 地先から 小倉南区上葛原二丁目 9 4 6 番 4 地先まで
2 7 5 8	津田 3 7 号線	小倉南区長野東町 5 0 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 8 番 1 地先まで
2 7 6 3	津田 4 2 号線	小倉南区津田南町 1 6 0 番 2 地先から 小倉南区長野東町 5 8 番 1 地先まで

2994	長野17 号線	小倉南区長野東町644番1地先から 小倉南区長野東町642番1地先まで
3045	長野68 号線	小倉南区長野東町727番3地先から 小倉南区長野東町640番1地先まで
3748	堀越5号 線	小倉南区大字堀越276番1地先から 小倉南区大字堀越274番4地先まで
4030	湯川新町 2号線	小倉南区湯川新町三丁目854番4地先から 小倉南区湯川新町三丁目713番2地先まで
4031	湯川新町 3号線	小倉南区湯川新町四丁目852番2地先から 小倉南区湯川新町四丁目950番1地先まで
4094	湯川新町 66号線	小倉南区湯川新町四丁目955番2地先から 小倉南区湯川新町四丁目955番12地先まで
5909	湯川新町 107号 線	小倉南区湯川新町四丁目859番3地先から 小倉南区湯川新町四丁目896番29地先まで
6265	湯川湯川 新町2号 線	小倉南区湯川五丁目859番1地先から 小倉南区湯川新町四丁目858番9地先まで
6400	上葛原5 3号線	小倉南区上葛原二丁目948番5地先から 小倉南区上葛原二丁目944番1地先まで
526	築地町2 号線	若松区久岐の浜458番14地先から 若松区久岐の浜472番23地先まで
1429	安屋10 3号線	若松区大字安屋1679番6地先から 若松区大字安屋459番2地先まで
1430	安屋10 4号線	若松区大字安屋476番1地先から 若松区大字安屋560番1地先まで
504	大蔵大谷 1号線	八幡東区大蔵二丁目655番12地先から 八幡東区大谷二丁目859番38地先まで

1 1 1 0	大蔵 3 号 線	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 6 地先まで
1 1 1 1	大蔵 4 号 線	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 6 地先から 八幡東区大蔵二丁目 1 1 1 3 番 5 地先まで
1 1 1 2	大蔵 5 号 線	八幡東区大蔵二丁目 9 6 5 番 1 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 4 9 番 1 0 地先まで
1 1 2 3	大蔵 1 6 号線	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで
1 3 5 2	末広町 1 号線	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 1 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで
1 3 5 7	末広町 6 号線	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 7 地先から 八幡東区末広町 9 8 8 番 5 地先まで
1 7 9 1	桃園 5 号 線	八幡東区桃園一丁目 1 6 番 4 8 地先から 八幡東区桃園二丁目 9 番 7 まで
1 7 9 4	桃園 8 号 線	八幡東区桃園二丁目 1 番 1 地先から 八幡東区桃園二丁目 7 番 1 0 地先まで
5 0 8	大浦医生 ヶ丘 1 号 線	八幡西区大浦一丁目 1 0 0 番 1 8 地先から 八幡西区医生ヶ丘 3 番 1 地先まで
6 5 4	穴生蛭住 線	八幡西区穴生一丁目 1 7 番 8 地先から 若松区大字小敷 1 2 1 番 2 地先まで
7 3 1	楠橋 1 0 号線	八幡西区真名子二丁目 5 0 3 番 1 地先から 八幡西区真名子一丁目 5 1 8 番 1 地先まで
7 6 0	野面金剛 1 号線	八幡西区大字野面 8 6 4 番 1 地先から 八幡西区金剛一丁目 1 0 2 7 番 3 地先まで
1 3 7 2	医生ヶ丘 1 号線	八幡西区医生ヶ丘 3 番 4 地先から 八幡西区医生ヶ丘 7 番 2 地先まで
1 3 7 3	医生ヶ丘	八幡西区医生ヶ丘 5 番 2 地先から

	2号線	八幡西区医生ヶ丘1番1地先まで
1374	医生ヶ丘 3号線	八幡西区医生ヶ丘4番2地先から 八幡西区医生ヶ丘3番6地先まで
1375	医生ヶ丘 4号線	八幡西区医生ヶ丘6番2地先から 八幡西区医生ヶ丘4番2地先まで
1376	医生ヶ丘 5号線	八幡西区医生ヶ丘8番1地先から 八幡西区医生ヶ丘5番8地先まで
1377	医生ヶ丘 6号線	八幡西区医生ヶ丘7番8地先から 八幡西区医生ヶ丘6番10地先まで
1378	医生ヶ丘 7号線	八幡西区医生ヶ丘9番2地先から 八幡西区医生ヶ丘8番26地先まで
2405	上上津役 56号線	八幡西区上上津役四丁目747番地先から 八幡西区上上津役四丁目1151番3地先まで
2408	上上津役 59号線	八幡西区上上津役四丁目752番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1145番1地先まで
2516	京良城町 2号線	八幡西区京良城町1494番1地先から 八幡西区京良城町1753番2地先まで
2517	京良城町 3号線	八幡西区京良城町1773番7地先から 八幡西区京良城町1753番2地先まで
2682	楠橋80 号線	八幡西区楠橋南三丁目31番5地先から 八幡西区金剛三丁目5番5地先まで
2731	楠橋12 9号線	八幡西区真名子一丁目512番1地先から 八幡西区真名子一丁目506番3地先まで
2766	楠橋16 4号線	八幡西区真名子二丁目445番2地先から 八幡西区大字楠橋327番1地先まで
3098	木屋瀬1 8号線	八幡西区木屋瀬一丁目447番8地先から 八幡西区木屋瀬一丁目450番14地先まで
3762	千代ヶ崎	八幡西区千代ヶ崎二丁目10番地先から

	24号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目10番5地先まで
3763	千代ヶ崎 25号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目11番2地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目3番1地先まで
3764	千代ヶ崎 26号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目3番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目11番2地先まで
3768	千代ヶ崎 30号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目1番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで
3772	千代ヶ崎 34号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目2番26地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先まで
3773	千代ヶ崎 35号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで
3777	千代ヶ崎 39号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目13番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目10番4地先まで
3778	千代ヶ崎 40号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目7番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目11番2地先まで
3779	千代ヶ崎 41号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目9番1地先まで
3780	千代ヶ崎 42号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番29地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目7番8地先まで
3781	千代ヶ崎 43号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目6番2地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目5番2地先まで
3782	千代ヶ崎 44号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番27地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで
3783	千代ヶ崎 45号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番13地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目13番2地先まで
3784	千代ヶ崎 46号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目3番地先まで
3785	千代ヶ崎	八幡西区千代ヶ崎三丁目12番1地先から

	47号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目2番3地先まで
3786	千代ヶ崎 48号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目11番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目10番7地先まで
3787	千代ヶ崎 49号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目10番7地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目10番2地先まで
6250	的場町1 5号線	八幡西区的場町321番13地先から 八幡西区的場町322番8地先まで
7039	真名子1 0号線	八幡西区真名子二丁目503番1地先から 八幡西区真名子二丁目501番1地先まで
7046	京良城町 9号線	八幡西区京良城町1769番8地先から 八幡西区京良城町1759番27地先まで
7047	京良城町 10号線	八幡西区京良城町1759番44地先から 八幡西区京良城町1761番2地先まで
7048	京良城町 11号線	八幡西区京良城町1759番27地先から 八幡西区京良城町1759番38地先まで
7049	京良城町 12号線	八幡西区京良城町1759番16地先から 八幡西区京良城町1494番1地先まで
7082	京良城町 13号線	八幡西区京良城町1759番71地先から 八幡西区京良城町1759番74地先まで
7098	楠橋南5 号線	八幡西区楠橋南三丁目7番5地先から 八幡西区楠橋南三丁目7番3地先まで
7103	野面12 2号線	八幡西区野面一丁目2391番32地先から 八幡西区野面一丁目2384番16地先まで
7104	野面12 3号線	八幡西区野面一丁目2391番22地先から 八幡西区野面一丁目2391番27地先まで
7105	野面12 4号線	八幡西区野面一丁目2391番15地先から 八幡西区野面一丁目2384番10地先まで
7106	野面12	八幡西区野面一丁目2391番21地先から

	5号線	八幡西区野面一丁目2391番30地先まで
7107	野面12 6号線	八幡西区野面一丁目2384番20地先から 八幡西区野面一丁目2388番15地先まで
7108	野面金剛 2号線	八幡西区野面一丁目2391番16地先から 八幡西区金剛三丁目2382番5地先まで
7109	野面金剛 3号線	八幡西区野面一丁目2384番9地先から 八幡西区金剛三丁目2382番7地先まで
7110	野面金剛 4号線	八幡西区野面一丁目2381番5地先から 八幡西区金剛三丁目2382番6地先まで
1280	新池30 号線	戸畑区新池三丁目5128番2地先から 戸畑区新池三丁目5144番1地先まで
1347	千防9号 線	戸畑区千防三丁目5265番1地先から 戸畑区千防二丁目4番2地先まで
1364	千防26 号線	戸畑区千防三丁目10番3地先から 戸畑区千防三丁目5157番1地先まで
1366	千防28 号線	戸畑区千防三丁目45番地先から 戸畑区千防三丁目5169番5地先まで

北九州市公告第640号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	市営勝山公園地下駐車場LED化改修工事（令和5年度）
	工事場所	北九州市小倉北区城内1番1号
	工事内容	地下駐車場のLED化改修工事
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月15日まで
	予定価格	1,798万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和5年9月25日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年10月11日 午前9時20分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第641号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	改修（統合）奥洞海航路浚渫工事（5）
	工事場所	北九州市若松区南二島四丁目地先
	工事内容	グラブ浚渫工 26, 777立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月31日まで
	予定価格	1億8,751万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事（発注者指定型）及び週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	しゅんせつ工事及び港湾工事（共に希望順位を問わない。）
	等級（注2）	港湾工事の等級がAであること。
	許可	しゅんせつ工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
3 契約条項を示す場所及び期間	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）のしゅんせつ工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注したしゅんせつ工事で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
5 入札書の受付期間	(1)	この公告の日から令和5年9月25日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和5年9月26日 午前9時から正午まで
6 開札の場所及び日時	(1)	令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで
7 入札及び契約に関する条件	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月24日 午前9時
	最低制限価格	設けない。
8 入札の無効	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 その他	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
	その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第642号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	紫川船だまり浚渫工事（5）
	工事場所	北九州市小倉北区浅野三丁目地先
	工事内容	バックホウ浚渫工 3, 348立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年2月29日まで
	予定価格	1億4,078万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	しゅんせつ工事及び港湾工事（共に希望順位を問わない。）
	等級（注2）	港湾工事の等級がAであること。
	許可	しゅんせつ工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）のしゅんせつ工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注したしゅんせつ工事で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和5年9月25日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和5年9月26日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月11日 午前9時30分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
	(3)	この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第643号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	一般国道211号（第2工区）道路改良工事（5-1）
	工事場所	北九州市八幡西区小嶺二丁目
	工事内容	工事延長 30.2メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月31日まで
	予定価格	4,460万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和4年度又は令和5年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和5年9月25日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年9月26日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月11日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第644号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	折尾スポーツセンター空調設備設置工事
	工事場所	北九州市八幡西区大浦三丁目9番1号
	工事内容	施設の空調設備設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和6年5月23日まで
	予定価格	6,185万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	管工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和5年9月25日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月11日 午前9時28分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に		

規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第136号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	城内配水管布設替工事（その1）
	工事場所	北九州市小倉北区城内地内
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径200ミリメートル 142.9メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月7日まで
	予定価格	3,297万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和5年9月25日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月11日 午前9時25分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		

- 注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第137号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	中畑一丁目地内雨水（その3）合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市八幡東区中畑一丁目
	工事内容	自由勾配側溝300型 113.9メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月31日まで
	予定価格	3,037万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和4年度又は令和5年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和5年9月25日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年10月11日 午前9時10分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事事業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注4	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注5	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注8	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第138号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	本城浄水場減災対策工事
	工事場所	北九州市八幡西区御開五丁目地内
	工事内容	止水板設置工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月15日まで
	予定価格	3,004万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和4年度又は令和5年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和5年9月25日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和5年10月11日 午前9時15分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
入札保証金	免除する。	
契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注4	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注5	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注8	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第139号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	古前一丁目地内雨水管渠築造工事
	工事場所	北九州市若松区古前一丁目
	工事内容	管渠工（開削）内径900ミリメートル 34.8メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月31日まで
	予定価格	2,764万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和4年度又は令和5年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和5年9月25日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年9月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月11日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事事業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注4	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注5	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注8	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第140号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月20日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	上到津三丁目地内他雨水合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市小倉北区上到津三丁目ほか
	工事内容	管きょ工（開削）自由勾配側溝300型（自転車道対応型） 114.35メートル（ほか）
	工期	請負契約締結の日から令和6年3月31日まで
	予定価格	6,996万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和4年度又は令和5年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和5年9月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から令和5年9月25日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和5年9月26日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）令和5年10月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2）令和5年10月10日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年10月11日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登

録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。